

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第163回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和8年1月20日（火）14時02分～14時58分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、  
田平 恵、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上8名）

（2）総務省

吉田 恭子（電気通信事業部長）、  
飯嶋 威夫（料金サービス課長）、小川 裕一郎（料金サービス課課長補佐）、  
伊井 良太（料金サービス課課長補佐）、  
平松 寛代（基盤整備促進課長）、望月 俊晴（基盤整備促進課課長補佐）

（3）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第3 議題

諮問事項

ア 電気通信事業法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について【諮問第3206号】

イ NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3207号】

## 開 会

○藤井部会長　それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第163回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しておりまして、委員9名中、今、7名が出席されておりますので、定足数は満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いできればと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の諮問事項は2件となります。

## 議 題

### 諮問事項

ア 電気通信事業法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について【諮問第3206号】

○藤井部会長　初めに、諮問第3206号「電気通信事業法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について」、総務省から説明をお願いいたします。

○望月基盤整備促進課課長補佐　総務省基盤整備促進課でございます。では早速、資料163-1に基づきまして、諮問第3206号について説明をさせていただきます。本件は、電気通信事業法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定についてでございます。第二種適格電気通信事業者は、いわゆるブロードバンドのユニバーサルサービス、こちらの第二種交付金の交付を受けることのできる事業者ということになってございまして、こちらの指定についてという諮問の内容になっております。

おめくりいただきまして、次のページに諮問書がございます。前半にございますように、NTT東日本、NTT西日本、株式会社ZTVの3者から、申し上げましたように第二種適格電気通信事業者の指定について申請がございました。これらの申請につきまして、総務省におきまして法令の規定に基づきまして審査をいたしました結果、それぞれ審査基準第25条に適合していると認められるため、これらの申請者を第二種適格電気通信事業者として指定することとしたいと考えてございます。このことについて、本日は、電気通信事業法第169条第1項の規定によって諮問をさせていただくというものになっております。

次のページ以降に申請の概要がございますので、順次説明をさせていただければと思います。

申請者は、申しあげましたようにNTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社ZTVということになってございまして、実はこの3者、昨年と同じタイミングでも諮問させていただきましたが、既に第二種適格電気通信事業者として指定というものをさせていただいております。

今回、再度の指定の申請がございましたのは、昨年11月に総務省で、法令の規定に基づきまして、第二種交付金の交付の対象になるような支援区域という区域を全国23万の区域の中から指定をするという行為を行っております、昨年11月末の支援区域の指定におきまして、支援区域が増えたり減ったりしているという状況になってございます。この増えた支援区域につきまして、新たに自らの担当支援区域、第二種交付金の交付の対象となるような区域ということで指定をしてほしいということを考えていらっしゃる方々から申請があったということでございまして、結果として、NTT東日本・西日本、株式会社ZTVと、既に第二種適格電気通信事業者として指定をさせていただいている方々から、追加の担当支援区域を指定してほしいということで、第二種適格電気通信事業者の指定の申請があったということだと思っております。

2の申請年月日は、記載がございまして昨年の12月でございます。

3の申請の概要、これは今、申しあげた内容になってございます。

4以降、指定の基準に沿って、今回の申請の概要について説明をさせていただければと思います。

まず、(1)でございますが、第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況、第二号基礎的電気通信役務収支表という様式を定めてございまして、こちらを公表することというのが1つ目の要件になってございます。これは3者とも、こちらにそれぞれ公表のURLを記載してございまして、こちらのほうでこの収支表を公表されていらっしゃいます。

その次のページ以降に、公表されている収支表の概要というものを参考までに記載させていただいております。これは額が多いから指定をするとか、赤字だから指定をするといったような内容ではございまして、収支表の公表自体が指定の要件になっておりますが、参考までに申し上げますと、NTT東日本さんと西日本さんはそれぞれFTHの二号基礎的役務を提供していらっしゃいまして、いずれもここに書いてございまして黒字で利益が出ていると。ZTVさんはFTHに加えて、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスも御提供されていらっしゃるということで、FTHは黒字で、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスのほうは若干の収支赤字が出ているような状況になっていると。御参考までに御覧いただければと思います。

このページの下、(2)にございまして2つ目の要件でございましてけれど、今回その3者の

方々からそれぞれ申請をしていただいている、この申請に係る業務区域というのがそれぞれございますが、この業務区域の範囲の中に新しく指定をした特別支援区域というものがある場合は、この特別支援区域について整備・役務提供計画書というものを作成して公表するということが2つ目の要件になってございまして、皆さんそれぞれ、次のページに、先ほどと同様、公表のURLが記載してございますが、その右側に幾つか、この計画書を作成した区域の数も併記してございますけど、この区域について役務提供計画書というものを作成して公表されていらっしゃるという状況でございます。また、この資料の後ほどのほうでこの17区域と116区域、8区域についてはリストがございますので、御参照いただければと思います。

次、3つ目が、今の(2)と裏腹の要件にはなるんですが、仮にこの申請のあった3者を第二種適格電気通信事業者として指定をした後に、彼らの担当支援区域として指定をすることができるような区域というのが1つ以上あるかということでございまして、これも(2)で申し上げたことと同様、後ほどリストがありますので、御参照いただければと思いますが、いずれの者も、それぞれ先生方から御答申をいただいて、適格電気通信事業者として指定をするということになった暁には、総務省のほうで3者それぞれに担当支援区域として指定することができる区域というものが含まれているということになってございます。

ここまでが申請の概要でございまして、次のページに審査の結果がございまして。おおむね申請の概要を説明する中で答えというか、審査の結果も申し上げてしまっておりますが、まず、1つ目の審査事項ということでございます。これは必要な書類が必要なやり方によって公表されているかということになりまして、申しあげましたように、必要な書類は何かというのは、収支表というのと役務提供計画書というものになりますが、いずれの3者とも書類につきまして、記載されている「インターネットを利用することにより」という方法によって公表されていらっしゃるということで、3者ともこの審査の事項については適合していると我々は考えてございますので、「適」というふうに書いております。

2つ目の基準は、この申請に当たっては、収支表ですとか役務提供計画書に加えて財務諸表、貸借対照表ですとか損益計算書といったものを、指定をしておりますものを併せて提出すると。これが過不足がないかということと、その提出されている財務諸表について、これが適正であるかということでございまして、我々のほうで委員の先生方には、この資料の後ろのほうに申請されている書類そのものを添付してございますので、御覧いただければと思いますが、全て不足はなく提出されているということと、それぞれの財務諸表につきまして、職業的に資格のある会計監査人の証明、適正に作成されているという証明が添付されてございますので、この(2)につきましても、それぞれ3者について適合しているということで「適」と書かせていただいております。

3つ目は、これも先ほど申請の概要の中で紹介してしまいましたが、仮にこの3者を適格電気通信事業者として指定をするということとなった場合に、総務省のほうでそれぞれの担当支援区域として指定をすることができるような区域というのが、彼らのこの業務区域の中にもあるかということでございまして、これは次のページにまたあるので、この後、簡単に説明しますが、それぞれの担当支援区域として指定することができるような区域というのが含まれている、それぞれあるということで、こちらも「適」ということにしてございまして、この3つの審査事項それぞれにつきまして、3者それぞれが適合しているということでございまして、冒頭、御紹介、御説明差し上げましたように、3者を第二種適格電気通信事業者として指定することが適当であると考えてございまして、この旨を今回諮問させていただいているということになってございます。

御参考までに、次のページ以降に、これは直接の諮問事項ではないんですが、第二種適格電気通信事業者の申請のあった方々の指定をした後に、担当支援区域として指定することが可能な町字の一覧というものをつけてございます。一般支援区域についてはNTT東日本さんと西日本さんですが、この6ページ以降、それぞれリストが幾つかございまして、その後、今、表示されているこの特別支援区域については東日本さん、西日本さん、ZTVさん、それぞれ幾つかの区域がございまして、それぞれリストがございましてということで、御参照いただければと思います。

先ほど申し上げましたように、委員の先生方にはこのページ以降に実際の申請書というものの全体を添付させていただいてございまして、こちらをまた御参照いただければと思います。

私からの説明は以上になります。以上、御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能に書き込みをお願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

林先生、お願いします。

○林委員 名古屋大学の林です。御説明ありがとうございました。諮問内容については異存はございませんけれども、適格事業者の指定に関連して事務局に確認したい点がございまして。昨年8月に2023年度の光ファイバの世帯カバー率、これが97.09%と発表されたと承知しておりますが、光ファイバの整備率の推計手法の見直しによって、従来公表されていた2022年度の光ファイバの世帯カバー率が99.84%だったと思いますけれども、そこから大きく後退して、約150万世帯が残存していると理解しております。

こういう光の未整備世帯というのが150万世帯残存するという中において、2027年度から最終保障提供責務というものが導入される見通しでございましてけれども、この最終保障提

供責務というものが導入されれば、この約150万世帯残存する未整備世帯も、NTT東西さんが中心となって、この最終保障提供責務に基づいて義務的に提供していただけるものと考えてよいのでしょうか、ということでありまして、もちろん、その分の交付金はほかの事業者が負担するという前提で話しているのではございますけれども、要するにデジタル田園都市国家インフラ整備計画、これが掲げる2027年度末までの光ファイバ世帯カバー率の99.9%ですが、この目標に間に合わないということがちょっと懸念されるところでございまして、150万世帯というのは自治体からの要望も多いと思いますけれども、自治体から直接NTT東西に光整備を求めたとしても、あくまで最終保障は電気通信事業法25条の2、25条の3に基づき、利用者の要望に応じて義務でやるというものなので、最終利用者ではない自治体の要請で補助金を使って整備するものは、NTT東西さん自身も断る自由がある。あくまで経営判断でやるものなのでこの最終保障の枠組みにはならないとNTT東西さんはお考えになるかもしれません。確かに、NTT東西は希望する以上に交付金がもらえないので、自治体からの要望に全てにはこたえられないのは、まったくその通りだと思います。もしそうだとすると、残りの約150万世帯の多くは自治体からの要望を踏まえたものと考えられますため、最終保障提供責務制度が導入されても、その趣旨というのが没却される懸念はないかと思いましたので、お尋ねする次第です。

関連して、2027年度末までの目標期限というのは難しい状況だと思いますけれども、仮に間に合わなくても、この99.9%が達成されるまでは、この期限というものを2027年度から延長するというのも、オプションとして総務省としてお考えなのかということも併せてお聞きできればと思います。いずれにしても交付金が前提になる話だとは思いますが、現時点で総務省としてのお考えをお教えいただければと思います。

以上でございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。こちらは総務省さん、いかがでしょうか。

○平松基盤整備促進課長 林先生、御無沙汰しております、基盤整備促進課長の平松です。私から回答させていただきます。御質問どうもありがとうございました。現在、先生がおっしゃってくださったとおり、97.09%というところで、約150万世帯でまだ光ファイバが整備されていない状況というところがあるんですけども、こちらについては、利用者からの求めがありましたら、最終保障提供責務として、まずは適格事業者、最終的にはNTT東西がサービスを提供するというような枠組みに法律上なっております、そこはきちんとカバーされるような状況になってございますので、その点は御安心いただければなというところでございます。

目標の年度に対する、向かってというところなんですけれども、その点につきましては、今、

残っているところというのが、やっぱり離島とか条件不利地域が非常に多くございまして、整備にも一定程度の時間がかかるようなところもあるのかなと思ってございまして。それでなかなか、当初に比べればスピード感がちょっと遅れてしまっているところはあるのかなとは思いますが、総務省としては、目標については諦めたということではなくて、補助金の事業も持っておりますので、その辺りを総動員して目標に向けて進めていきたいと思っております。

総務省からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○林委員 ありがとうございます。様々と御教示いただきまして、ありがとうございます。御教示いただいて安堵いたしました。引き続き、目標の達成に向けて御努力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。それでは、ほかに何か皆様方からございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

ブロードバンドのユニバーサルサービスに向けての非常に大事なお話だと思いますし、しっかり支援が行き届くように、この辺りのところを進めていく必要があるところだと思います。制度の改正ももうすぐ実際される可能性があるところかと思いますが、その前にもしっかり対応を総務省さんでも進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

そうしましたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は1月21日水曜日から2月19日木曜日までといたしますが、皆様、こちらでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、その旨決定することといたします。それでは、御説明ありがとうございました。

イ NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
接続約款の変更の認可について【諮問第3207号】

○藤井部会長 続きまして、諮問第3207号「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について」ということで、こちら、総務省様から御説明をお願いいたします。

○小川料金サービス課課長補佐 藤井部会長、ありがとうございます。総務省料金サービス課で課長補佐をしております小川と申します。それでは、資料163-2に基づきまして、NT

T東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可についてということで、諮問第3207号を御説明させていただきます。

お進みいただきまして、まず、諮問書をお付けしております。諮問書のところにも記載させていただいておりますが、今般、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社から、電気通信事業法第33条第2項の規定に基づきまして、接続約款の変更の認可申請があったものでございます。こちらの申請につきまして、この後、概要資料を用いて御説明差し上げますが、審査の結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められますことから、同条第2項の規定により認可することといたしたいと考えてございますので、このたび諮問させていただくものでございます。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。資料、お進みいただきまして、通し番号でいきますと、下の方で小さく2ページ目と書いてございます概要資料でございます。こちらはNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の接続約款の変更の認可申請に関する御説明ということで、主題が令和8年度接続料の改定等ということでございます。

なお、本資料につきましては、赤枠で囲っておりますところ、委員限りの情報が含まれておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

お進みいただきまして、1ページ目でございます。今般の接続約款の変更認可申請に係る概要でございますけれども、この接続約款の変更認可申請は先週1月16日に提出されたものでございます。

主旨といたしまして、令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定、令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定、それから長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定、実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等ということが大きな柱となっております。

実施予定期日でございますが、今般、お諮りさせていただきまして、この後、パブリックコメントを2回行わせていただきまして、3月をめどに接続委員会でもそのパブリックコメントの結果も踏まえまして御議論いただきまして、改めまして電気通信事業部会におかれまして御審議並びに御答申をいただければと考えているところでございます。それを踏まえまして、総務大臣の認可を行いまして、4月1日より適用ということを考えてございます。

なお、一部の規定につきましては、認可が得られ次第、令和7年度中に遡って適用される条項がございますので、下の方に付記をさせていただいております。

それでは、1ページおめくりいただきまして、2ページ目でございます。今般の接続約款の変更認可申請の全体像でございますけれども、こちら真ん中の表に書かせていただいておりますとおり、加入光ファイバに係る接続料の改定等、こちらは5年間の将来原価方式の申請が提

出されております。

それから2つ目、NGNなどに係る接続料の改定等ということで、こちらは25Gbit/sインターフェースに係るものが4年1か月の将来原価方式、それからイーサネットフレーム伝送機能等に係るものが5年の将来原価方式ということで、こちらは将来原価方式での申請が出てきたものでございます。

その下、LRIC方式、それから実績原価方式に基づく接続料の改定につきましては、令和8年度単年限りの申請が上がってきたというところでございます。

それでは、おめくりいただきまして、右肩番号で申し上げます3ページ目のところでございます。過年度の接続料改定における土地料金等の算定誤りへの対応ということで、今回の改定の内容に入る前に、大変恐縮でございますが、リード文にございますとおり、平成29年度から令和7年度までの接続料改定におきまして、土地の料金、通信用建物に係る建物料金、管路に係る管路料金、それからとう道に係る料金につきまして、NTT東西の今回の算定のプロセスの中で、過去の確認漏れによりまして算定誤りがあったということが発覚いたしました。そのため、今般、こうした過去の料金に係る収入と原価・利潤を一致させるために、令和8年度の接続料の改定におきまして、接続約款の附則の中に、これらの該当する年度に請求差額が生じた場合に遡及して精算をするための規定を置く旨の申請も併せてございました。

こちら、接続約款上はこの附則に規定を置くということでございますが、肝腎の各事業者との精算に係る業務でございますけれども、このリード文の3ポツ目のところでございます。まずは、NTT東西から全事業者に対して本件については既に、一報周知をされております。今後、事業者向けの説明会などで、この誤りが発生した経緯、それから今後の対応についても御説明いただく予定でございます。事業者ごとに精算額が確定いたしましたら、対象となる事業者ごとに個別に連絡の上で精算等の対応を行うということで予定してございます。

なお、NTT東日本の一部の料金につきましては、算定誤りの範囲が広範であるということでございます。この下に誤りの内容をNTT東西別に書かせていただいておりますけれども、特にNTT東日本の土地料金、建物料金におきましては、平成29年度から令和7年度という広い期間にわたりまして、全てのビルが対象となってくるということでございますので、今般の認可申請には再算定の作業がどうしても間に合わなかったところございます。この再算定の作業が終わり次第、別途、接続約款の変更認可申請が提出される予定でございます。こちらの約款の認可を得るまでの間は、現行の接続料を継続適用すると聞いております。

今般、算定誤りがあったことの返還でございますけれども、今後、一番下のこの資料に記載してございますとおり、再発防止策についても徹底していくという御説明がございましたので、まずはNTT東西における対応を注視してまいりたいと考えております。

それでは、お進みいただきまして、今回の申請の主な内容のところに入らせていただきます。主な変更内容ということで、右肩5ページ目、令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等というところに移らせていただきます。

おめくりいただきまして、右肩でいきますと6ページ目でございます。今般の加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲ということで、こちらもシェアドアクセス方式、シングルスター方式、いずれも書いてございますけれども、今回赤く色づけしております部分が将来原価方式での算定範囲ということになってきてございます。

おめくりいただきまして、7ページ目でございます。今般、加入光ファイバの接続料、将来原価方式で令和5年度から7年度まで認可された料金が適用されてまいりましたけれども、やはり昨今の経済状況、物価の上昇等に伴い、接続料の算定に用いておりますリスクフリーレートといった各種パラメーターの変動がかなり大きくなってきたということでございまして、将来原価方式で算定する場合、後年度にわたって認可された接続料と実績が乖離してくるということもございましたので、改めて令和8年度以降、新しい算定期間が始まるに当たりまして、加入光ファイバ接続料の算定方法につきましては、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会の下に「接続料の算定等に関するワーキンググループ」を設置いたしまして、接続事業者からの御提案、それからNTT東西からの考え方も踏まえまして、有識者の先生方にも御参画いただき、御議論いただきました結果、令和8年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法について対処方針を検討、整理してまいりました。各論点についての御説明は割愛させていただきますけれども、今般の申請につきましては、こちらの対処方針に則りまして、申請がなされてきたものでございます。

それでは、お進みいただきまして、右肩番号でいきますと9ページ目までお進みいただければと思います。加入光ファイバの接続料の推移というものでございます。このページの下部のところに接続料の推移、連動したグラフを載せてございますけれども、今回この改定案における接続料につきましては、まずは、NTT東西が発表いたしましたメタル回線の縮退に伴う、電柱・土木設備のメタル回線・光回線の費用配賦率の変動といったものがございます。こちらにつきましては、今、メタル回線・光回線のそれぞれの契約者数に応じてメタル・光で共有しております電柱・土木設備の費用配賦を行っておりますけれども、メタル回線の契約者数減少に伴いまして、コストが光回線のほうに移行してくるということも踏まえまして、こちらの接続料の算定に当たってのコストの押し上げ要因となっているということでございます。

また、先ほど御紹介いたしましたワーキンググループでの結論を踏まえまして、接続事業者に対する予見可能性確保の観点から、直近の物価上昇の傾向を反映させる企業物価指数の変動、あるいは直近のリスクフリーレートの上昇傾向を算定に加味するといったことを行っておりま

すので、令和8年度以降、接続料は上昇してくるというところでございます。

また、これら以外にも、現在の令和7年度までの算定期間におきまして、物価やリスクフリーレートの上昇といった状況がございますので、これは実際に認可された接続料と実態が大分乖離しているということで、この乖離額調整を令和8年度以降も行うということも、こういった接続料の動きがある要因ということでもございます。

また、今般の申請におきましては、設備の耐用年数といたしまして、電柱の耐用年数の見直しなども行われておりますので、この後、御説明させていただきたいと思っております。

右肩10ページ目にお進みいただきまして、需要の予測の部分でございます。まず、需要のところでございますけれども、今般このリード文の2ポツ目のところに書いてございますが、メタル縮退に伴います代替サービスである光サービスへの移行の促進も見込みまして、フレッツ光における純増数が堅調に推移するということも加味いたしまして、NTT東日本で約48万芯、それからNTT西日本で35万芯の増加ということで、需要につきましては一定程度堅調に増加していくのではないかといたした予測の下、算定を行ってございます。

おめくりいただきまして、11ページ目のところでございますけれども、原価の予測の部分でございます。こちらにつきましては、令和6年度の接続会計、それから令和7年度の見込み値を基に、需要に応じた投資額を見込んだ上で、施設保全費の効率化などを考慮するとともに、物価変動を織り込んだ上で予測を行ってございます。

まず、物価上昇率のところでございますけれども、こちらはワーキンググループの御議論も踏まえまして、企業物価指数につき、直近令和3年から令和6年までの3ヵ年の変動率を加味いたしますと、毎年、企業物価指数は5%程度伸びてございますので、この5.07%といった数字で伸びていくということを前提に予測を立ててございます。

その下、効率化率と申しますのは、NTT東西における企業としての経営効率化努力ということで、これが3%程度コストの削減要因になるのではないかといたして予測を立ててございます。

このリード文2ポツ目でございますが、リスクフリーレートの上昇に伴います報酬、それから物価上昇を見込んだ設備管理運営費の増加、また、メタル回線と共用する電柱等・土木設備のコストの配賦率の変動といったものを加味いたしますと、原価全体といたしまして、令和8年から12年の5年間で、NTT東日本で585億円、西日本で496億円のコストの上昇を予測しているというものでございます。

おめくりいただきまして、右肩12ページ目でございます。接続料原価の算定方法などの見通しということでございます。こちらが、主に接続料の原価の算定の中で適正な報酬額というものを算定してございますけれども、そちらに影響してくるパラメーターを中心にまとめてござ

います。直近の金利上昇、それから物価上昇などを要因といたしまして、将来原価方式による算定を行う接続料における乖離額が拡大しているということで、ワーキンググループでも御議論いただきまして、まずはリスクフリーレート（10年物国債平均利回り）につきましては、もう足元でも上昇傾向が続いているということも踏まえまして、算定作業を開始した時点の最新のデータでございます令和7年9月時点のデータを用いて算定を行うということでございます。

また、施設保全費などの算定に当たっては、企業物価指数の変動を反映ということでございます。

また、リード文の4つ目に書いてございますが、こちらもワーキンググループの議論を踏まえての対応でございますけれども、今般、将来原価方式の算定期間を5年間ということで引いてございます。将来原価方式で複数年分の予測を行うという性質上、やはり後年度にわたって一定程度、予測と実績の乖離というものが生じてきてしまうということがございますので、接続事業者に対する予見可能性確保の観点からも、中間年度でございます3年目、それから後年度になってまいります4年目におきましても、当該算定期間以降も含む複数年分の接続料水準の見通しをNTT東西として開示していくという、こういった自主的な取組についても対応を行っていくということで、ワーキンググループで御議論いただきましたので、その旨記載させていただいております。

こちら、このページの真ん中辺りに載せております表につきましては、報酬算定に用いられます自己資本利益率の予測値というものでございます。こちら、期待自己資本利益率と、主要企業の自己資本利益率、前者は過去3年の平均値、後者は過去5年の平均値を比べて、いずれか低いほうを採用するというをやっておりますけれども、こちらにつきましては、このリスクフリーレート、リスクプレミアムといった数値の変動の影響を受けますが、特に①のリスクフリーレートにつきましては、令和7年9月時点で1.61という数字まで上がってきてございますので、もう既にこちら令和7年度の、現在の算定期間で用いております数字からかなり乖離しているということでございますので、この辺り、最新の数値を用いて今般算定を行ってきたということで、大きめの値が出てきているということでございます。

御参考までに、このページの最下部のところに企業物価指数の推移、それから10年物国債平均利回りの推移というものを掲載させていただいております。

おめくりいただきまして、13ページ目でございます。電柱・土木設備に係るコストの配賦ということでございます。こちらにつきましては、平成25年の検討会での御議論を踏まえまして、メタル回線と光回線のそれぞれの契約者数に応じて、共有している電柱・土木設備の費用配賦を行うということになってございますけれども、こちらにつきましては、過年度の傾向

を捉えまして、それが今後も続くという予測の下、各年度平均で対前年比、東日本で3.1%、西日本で3.7%の光ファイバの構成比の増加を見込むということで算定を行ってございます。

おめくりいただきまして、右肩14ページ目でございます。電柱の耐用年数の見直しということでございますけれども、こちらは令和6年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での御議論におかれまして、設備の耐用年数につきましては、利用実態を適正に把握したものであることが重要であって、その観点で今後も適時適切に見直していく必要があるとされたことを踏まえまして、総務省からNTT東西に対して要請を行っております。この要請を踏まえまして、NTT東西におきまして、電柱の耐用年数について検証を行いましたところ、これまで電柱の耐用年数を28年としておりましたところ、35年に見直すこととなった旨、報告がございました。これによりまして、接続料原価におきまして、単年度当たりNTT東日本で12億円、西日本で約20億円のコストの減少効果があると見込んで算定を行ってございます。

おめくりいただきまして、右肩15ページ目でございます。こちらは光ファイバの耐用年数の見直しということでございます。こちらにつきましても電柱同様に、設備の耐用年数見直しということで、要請に基づきまして、今般、令和7年度までの算定期間が終わるまでにNTT東西から報告を求めてきたというものでございます。結論といたしまして、今般、光ファイバケーブルの経済的耐用年数につきましては、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないとの結論になったという旨、報告がございました。

なお、現在、架空の光ファイバケーブルは25年、地下の光ファイバケーブルは30年ということになってございます。このページの最下部に、過去、こちらは令和5年度に光ファイバの耐用年数見直しのときと同様の指数を用いて、今般、検証を行いました。架空光ファイバ、地下光ファイバの耐用年数、この指数の範囲内に収まっているということもございまして、今般見直しは行わないということで御説明がございました。

それでは、おめくりいただきまして、17ページ目までお進みいただければと思います。こちらは光ファイバに係るコスト効率化・削減の取組ということでございます。こちらは昨年同様に、NTT東西から前年度におけるコスト効率化の実績について報告をいただいたものでございます。加入光ファイバの費用削減といたしまして、この資料の真ん中のところに点線囲みで、企業努力によるさらなる効率化・費用削減、それから、加入光ファイバの耐用年数見直しといったことを行ってきた結果といたしまして、最下部に、NTT東日本で85億円、西日本で95億円というコストの削減が見込まれるということで報告がございました。

続きまして、右肩18ページ目にお進みいただければと思います。こちらは前算定期間において生じた乖離額の調整についてということでございます。まず、原則といたしまして、こち

らのリード文の1ポツ目に書いてございますとおり、第1号将来原価方式を用いますと調整額は0と規定されており、原則として乖離額の調整は認められていないところでございますけれども、やはり令和6年、7年度も物価の上昇ですとか、あるいは国債利回りの上昇といった、予期し得ない経済情勢の変化ということもございましたし、接続料の実績費用・実績収入の一致という原則もございますので、この点につきましては、乖離額調整をさせていただきたいということで申請が上がってきたというものでございます。

概要、次の19ページ目までお進みいただければと思いますけれども、こちらの乖離額調整の結果でございますが、令和6年度の乖離額、こちらは実績値ですが、NTT東日本で97億、西日本で116億円。また、令和7年度におきましては、まだ見込み値の段階でございますけれども、東日本で170億円、西日本で131億円ということの乖離額が発生してきてございます。こちらの乖離額、合算いたしまして、各年度の芯線数比によって平準化して令和8年度以降の接続料に参入していくということを行いますと、こちら接続料の単金ベースで記載してございますが、シェアドアクセス方式で見ますと、NTT東日本で82円、NTT西日本で93円の光ファイバ接続料の単金の上昇に影響しているということでございます。

21ページ目のところまで進めさせていただければと思います。こちらでございますけれども、シェアドアクセス方式に係る接続料ということでございます。シェアドアクセス方式、こちらの主端末回線までは、今、御説明いたしました将来原価方式でございますが、それより左の回線管理運営費、光信号分岐端末回線、それから光屋内配線加算額、こちらは実績原価方式での算定となってきてございます。

こちらにつきましては、次のページでトレンドもお示ししてございますが、右肩22ページ目でございます。シェアドアクセス方式に係る接続料の推移ということでございますが、こちらにつきましても、乖離額調整や物価変動の反映などの影響によりまして、令和8年度において、前算定期間と比較して大幅に金額としては増加してくるということでございます。

また、こちら2種類掲載してございますのは、主端末回線、最大8ユーザーまで収容できるということでございますけれども、サンプルといたしまして、2ユーザーを収容した場合がこの四角の折れ線グラフ、4ユーザーを収容した場合は、丸の折れ線グラフの数字ということでございますので、御参考までに申し添えます。

それでは、お進みいただきまして、光ファイバから次の柱のほうに移りまして、ページ番号29ページ目までお進みいただければと思います。こちらは次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定というものでございます。

1ページおめくりいただきまして、30ページ目でございます。こちらはNTT東日本が25ギガビットのインターフェース等に対応する新たな設備の接続機能を令和7年度中には実施

をしたいということで、申請が上がってきたものでございます。こちらはより高品質のサービスを提供するということで、現在はおおむね1Gbit/sから10Gbit/sのFTTHアクセスサービスを提供してございますけれども、NTT東日本におきましては、25Gbit/sのサービスを提供していきたいということでございますので、それに伴います設備を新たに導入していくことに伴う接続料の申請が上がってきたものでございます。こちら光信号伝送装置、それから局内32分岐スプリッタにつきましては4年1か月、それから収容局ルータについては3年1か月の第1号将来原価方式にて算定され、申請が上がってきたということでございます。

また、各年度の実績収入と実績原価の差額を調整するための第一種指定電気通信設備接続料規則3条によります許可申請も併せて提出されております。

また、新たな収容局ルータにつきましては、従来、第一種指定電気通信設備として指定されております収容局ルータと異なりまして、特定の packets を識別する機能を有しないものでございますけれども、NGN網につながる収容局ルータとしての役割は変わらないということで、従前の一般第一種指定収容ルータと同様に算定を行いたいということで、こちらにつきましても、3条許可申請が提出されたというものでございます。

続きまして、右肩31ページ目のところまでお進みいただければと思います。イーサネットフレーム伝送機能の接続料ということでございます。こちらにつきましては、前算定期間に引き続き、今回、令和8年度以降の算定期間におきましても、この装置につきまして、NTT東日本・西日本におきましてマイグレーションを今、実施しているということでございます。これがやはり設備投資額が年によって差が出てまいりますので、各年度の接続料の急激な変動を緩和する観点から、接続料規則第8条第2項第2号に基づく第2号将来原価方式での5年間の申請が出てきたというものでございます。

こちらにつきましては、法人向けのサービスとして需要がかなり伸びていくというサービスでございますけれども、少しNTT東西で差が出てきておりますのは、特にNTT西日本におきまして、前の算定期間中にこの装置のマイグレーションを見据えた設備投資をかなり当初の予定より前倒しで実施したことから、前の算定期間も将来原価方式で算定しておりましたけれども、乖離額が大きくなってきたということ、それから、NTT西日本のカバーエリアが広いということもございますので、今次算定期間においても相対的に多額の投資が継続するということを見込むことから、接続料原価が増加してくるというものでございます。

その結果、最下部の接続料でございますが、NTT東日本におきましては、需要の増加に伴いまして、接続料は20%以上下がる予定でございますけれども、NTT西日本におきましては、接続料は前算定期間と同水準の値になりそうだということで、申請が上がってきたものでございます。

それでは、続きまして、長期増分費用方式に基づく接続料の改定ということでございますので、一旦、説明者は別の者に代わらせていただきます。

○伊井料金サービス課課長補佐 　同じく料金サービス課の伊井でございます。続きまして、長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等について御説明いたします。

右肩33ページ目を御覧ください。LRIC方式による接続料算定の概要を示しております。LRICというのは、NTT東西の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する方式ということになっております。LRICで算定する設備というのは、左側の図の赤の点線で囲んだ部分となります。今般の接続料というのが、右側の手順の一番下に記載しております、LRICモデルで算定した接続料に関する接続約款の変更ということでございまして、こちらは毎年度行うものとなっております。

次に、右肩34ページ目を御覧ください。LRIC方式で算定する機能というのは、メタル回線収容機能と一般中継系ルータ接続伝送機能の2つとなっております。右側に1秒ごとの接続料の単金を記載しております。その算定根拠といたしまして、下側にLRICモデルで算定されたこれらの機能の接続料の原価を記載しております。昨年度と比較して、メタル回線収容機能についてはさほど変化はございませんでしたが、一般中継系ルータ接続伝送機能については27%ほど増加をしております。

こちらは、NTT東西が提供しております「フレッツ・ADSL」という既存のメタル回線を利用したインターネット接続サービスがございまして、こちらが本年1月にサービスを終了するということが影響していると考えてございまして、このADSLのトラヒックというのが、中継伝送設備を通過して中継局のほうに伝送されてございまして、ここで音声とデータのトラヒックで案分をございまして、データのトラヒックが少なくなったことで音声の割合が増えて、その分コストが増額したものと考えてございまして。

次に、右肩35ページ目を御覧ください。算定根拠の続きでございまして、LRICモデルで入力した通信量を記載しております。1つ目のところですが、サービス別トラヒックについては、通信形態別の前年度下期と当年度上期の予測通信量を出しているものでございまして、いずれも前年度に比べて減少する予測となっております。

2つ目、LRIC方式で算定する機能別のトラヒックにつきましては、サービス別トラヒックに機能ごとの経由回数を考慮しまして通信時間を算定しているものでございまして、こちらも前年度に比べて減少しております。

次に、右肩36ページ目を御覧ください。令和8年度の音声接続料についてということで、IP網へ移行後については、組合せ適用接続機能の接続料を設定しております。具体的には、

左側の図のメタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及び光 I P 電話、これらごとの設備に係る費用を相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均をすることにより算定をしております。これによりまして、メタル I P 電話、ワイヤレス固定電話及び光 I P 電話を同一の接続料として算定をしております。今般、L R I C で算定した左側の図の①の部分、こちらについては東西均一の接続料を設定することになっておりまして、先ほどの接続料原価と通信量を接続料の計算式に当てはめると、3分当たりの接続料は12.09円ということになっております。

結論といたしましては、令和8年度の組合せ適用接続機能の接続料は、令和7年度の3分当たりの接続料と比較をしまして、東日本で19.4%増加をして4.94円、西日本で20.7%増加をして4.69円ということになっております。

L R I C の部分については以上でございます。

○小川料金サービス課課長補佐 改めまして、料金サービス課、小川でございます。残りの部分につきまして御説明いたします。

37ページ目、実績原価方式に基づく接続料の改定ということでございます。

38ページ目にお進みいただきまして、こちらはドライカップの接続料の推移を掲載してございます。メタルサービス、特に加入電話・直収電話などに使われるものでございますけれども、こちらにつきましては、グラフに掲載してございますとおり、接続料は上昇傾向にございます。こちらは、費用の効率化も進んでおりますが、それ以上にこのメタル回線に係る需要の減少トレンドが継続しているということで、需要の減少が原価の減少を上回っているということで、接続料は上昇傾向でございます。

また、東西差が生じておりますのは、特に西日本におきまして、後ほど御説明いたします能登半島地震の特別損失の影響が効いてきているというものでございます。

それでは、40ページ目までお進みいただきまして、工事費・手続費の部分でございます。こちらはN T T 東西による接続に係る業務に関する工事費・手続費の部分でございますけれども、この作業単金につきましては、昨今の人件費の増加の影響を受けました労務費単金あるいは管理共通費の増加に伴いまして、N T T 東日本・西日本とも、令和7年度と比べて令和8年度は上昇傾向にあるというものでございます。

それでは、その他の事項というところでございます。接続料規則等に基づく許可申請等ということで、42ページ目までお進みいただければと思います。こちらは接続料規則第3条に基づく許可申請などの概要ということでございます。上から1番、2番、3番に「新規」とございますけれども、こちらは先ほど御説明いたしましたN T T 東日本の25Gbit/sのサービスを提供するに当たりましての3条許可申請でございます。

1番は、100Gbit/s インタフェースに対応した収容局ルータにつきまして、特定パケットを識別する機能は有しないけれども、従前通り第一種指定電気通信設備と同様に算定を行いたいというものでございます。

2番、3番につきましては、いずれも第1号将来原価方式で算定するというものでございますが、当期算定期間において発生した乖離額を次期算定期間における接続料原価に算入していきたいといったことで、許可申請が出てきたものでございます。

4番、5番につきましては、加入光ファイバに係る調整額ということで、こちらも乖離額調整でございます。4番は、令和6年度それから7年度の見込み値を、今般、令和8年度以降の接続料原価に算入したいというものでございます。5番につきましては、令和7年度の見込み値と実績値の差額に加えまして、令和8年度以降に生じる実績収入と実績原価の差額を令和9年度以降の接続料原価に算入したいというものでございます。

こちらにつきましては、まず、こうした大枠の申請が出てまいりまして、年度ごとに乖離額の発生が分かりましたら、年度ごとの処理の仕方につきまして、改めて3条許可申請が出されるということでございます。

このページの7番、8番、9番、それから2の1番は、例年、申請が出てきているものでございますので、一旦割愛させていただきまして、6番の能登半島地震に伴う災害特別損失の扱いということで、次のページに1枚お付けしてございます。こちらにつきましては、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震に伴う災害特別損失がNTT西日本において発生しているということでございまして、下の表にございますけれども、「管理部門」というところの特別損失と突合していただきますと、約31億円の特別損失が計上されているということでございます。こちらにつきましては、この表の右側のほうに行っていただきますと、それぞれの該当する設備に特別損失を計上いたしまして、接続料を算定していきたいということでございます。

こちらは自然災害に伴うものでございますし、この第一種指定電気通信設備の適切な維持・運営に当たりまして、こちらを接続料原価に算入しなければ実際に要した費用から乖離することとなると考えられますので、NTT西日本からの3条許可申請のとおり許可することが適当ではないかと考えております。

なお、こちらにつきましては、令和8年度申請限りで特別損失の計上が終了する予定というふうにNTT西日本からは聞いてございます。

主なポイントの概要につきましては以上でございまして、最後、94ページ目以降に審査結果をお付けしておりますけれども、電気通信事業法関係審査基準に則りまして審査を行いました結果、今般、改定が行われる場所につきましては、いずれも適合していると考えられますの

で、NTT東西からの申請のとおり認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

御説明は以上でございます。何とぞ御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、皆様方から御意見、御質問がございましたらお聞きしたいと思いますので、チャット機能にてお申出いただければと思います。

林先生、お願いできますでしょうか。

○林委員 名古屋大学の林です。御説明ありがとうございました。非常に詳細な資料ですので、全てについてちゃんと把握しているかどうか、心もとないのですけれども、1点ちょっと気になりましたのは、実績原価方式のところ、工事費等の単価についてなんですけれども、スライドだと40ページ辺りでしょうか。これは一般論として、通信建設業界における労務費の単価というのが一般の公共工事などの電気工事の単価を下回っていて、雇用・人員確保に向けて一般の工事単価との格差を縮小していくということが、通建業界の共通の課題というか、通建業界をサステナブルにしていくための共通の課題だと承知しています。最近では、通信各社さんにおいても、一般電気工事以上の労務単価の引上げにたいへん御努力されていると承知しておりますけれども、今後においても、通信建設・保守業界においても労働人口の減少とか、人件費・物件費の上昇が進むということは間違いないので、災害等、緊急時も含めた設備の保守とか、更改に必要となる人員の採用あるいは育成を通じた、そういうサステナブルな体制を構築するという観点から、適時適切に工事費の見直しを行っていくということが急務というか、非常に重要な課題ではないかと思えます。

特に、メタル加入電話の1回線当たりの工事費とか保守コストは、恐らく直近5年間でも2割程度上がっているのではないかと思いますけれども、そういった事情がありますので、実績原価方式は毎年改定ということでありまして、私が申し上げたような問題意識で適時適切に進めていただきたいなと思っております。関連して、こういった問題意識というのは、私は、ちょっと不勉強で承知していないんですけども、ほかの関連ワーキング等でこういったところは議論されているのでしょうか。もし、そのようでしたら、併せて補足までに情報提供いただければと思います。

以上です。

○藤井部会長 林先生、重要な視点をありがとうございます。総務省さんから何かございませうでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐 林先生、御指摘いただきありがとうございます。まさに今般お示しいたしました作業単金、こちらは林先生におっしゃっていただきましたとおり、この通

信、特に通建業界のサステナブルな人員確保の観点からも重要な論点かなと考えてございます。

また、別途開催しておりました接続料の算定等に関するワーキンググループの中でも、NTT東西等にお話をいただいている中で、こうした人件費の上昇傾向といったものも当然加味した上での接続料の算定が重要であるということは御指摘、御説明いただいたところでございまして、今般の申請につきましても、そういった動向を踏まえて、この単価を算定されていると認識してございます。

今後につきましても、そういった動向を踏まえて、実績原価方式ということでもございまして、適切に単価を設定されているかということ注視してまいりたいと考えております。

○林委員 ありがとうございます。ぜひ仰せのような方向でよろしく願いできればと思います。ありがとうございました。

○藤井部会長 ありがとうございます。ほかに皆様方から何かございますでしょうか。

特によろしいですか。

物価上昇、いろいろな要因で今回かなり大きな金額上昇もあるようですので、パブリックコメントの結果とかを見ながら議論できればと思います。よろしく願いいたします。

そうしましたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見募集は2回実施することとし、1回目の意見募集の期間は1月21日水曜日から2月19日木曜までといたします。その後、2回目の意見募集を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。そうしましたら、その旨決定することといたします。

○藤井部会長 以上で、本日の審議は終了しました。委員の皆様方から何かございましたら、ここでお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐 事務局の石井でございます。冒頭、出席委員を現時点で7名とお伝えしておりましたが、8名出席となりましたので、御報告いたします。

また、次回の電気通信事業部会は、令和8年2月20日金曜日、10時からオンラインで開催いたしますので、皆様方、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

○藤井部会長　　ありがとうございました。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思います。皆様、御参加いただきまして、ありがとうございました。

閉　　会